平塚市市民活動推進補助金

組織基盤整備コース

応募の手引き

目　次

１　市民活動推進補助金とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P2

２　組織基盤整備コースとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P3

３　補助対象団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P5

４　補助対象活動・事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P5

５　補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P6

６　補助額・・・　P7

７　応募の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P7

８　審査・選考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P8

９　活動・事業の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P9

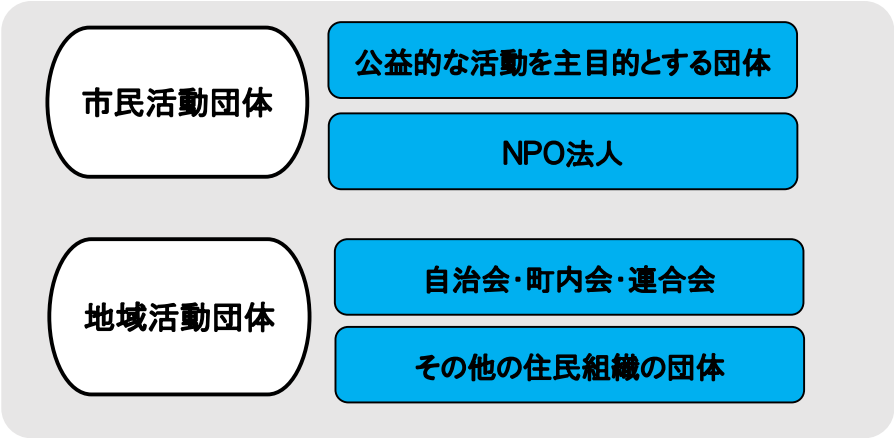
１０　活動報告会までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P9

１１　よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P9

平塚市市民活動推進補助金は、審査・選考を伴う補助制度です。
申請をした場合でも交付決定を受けられない可能性があります。
このことを踏まえ、制度利用の御検討をお願いいたします。

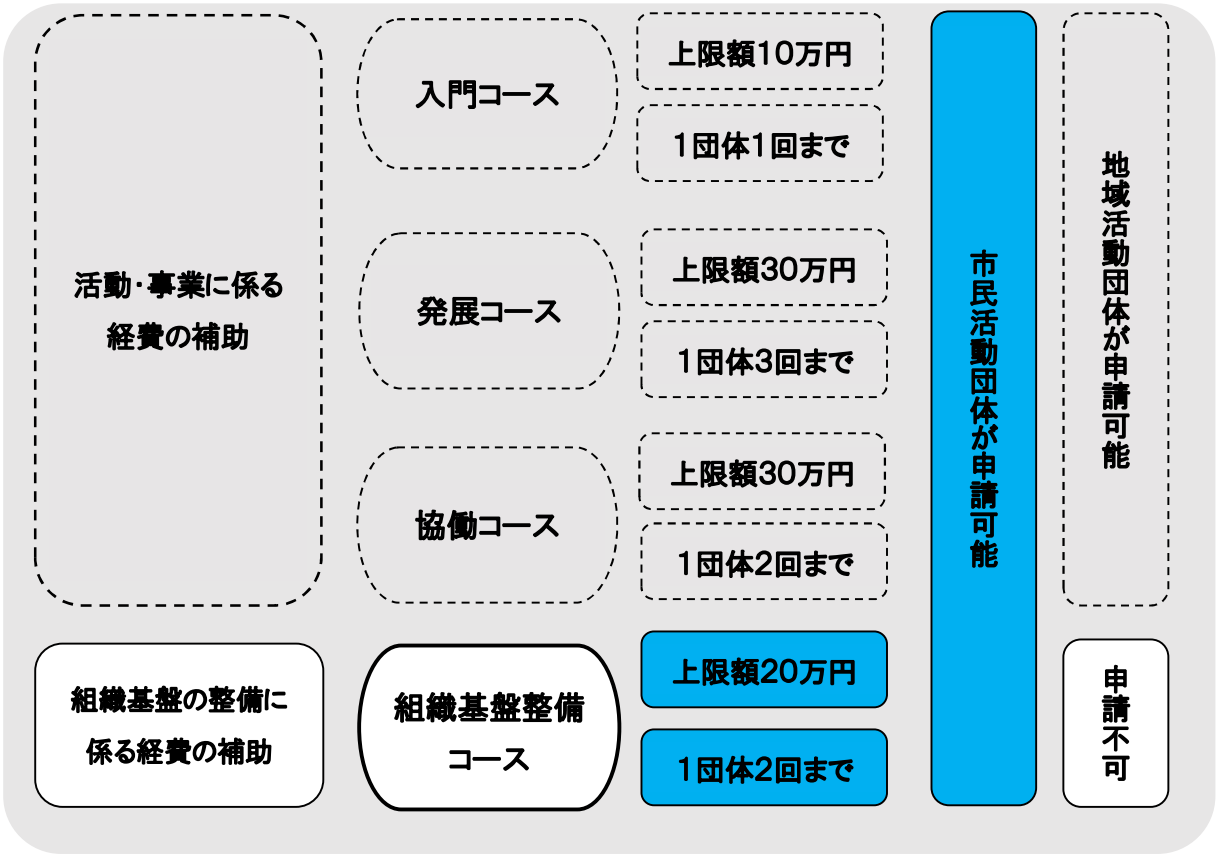
1　市民活動推進補助金とは

市民活動団体や地域活動団体等が実施する市民活動を資金面で支援する制度です。



※市民活動　市民が互いに協力し、社会のさまざまな課題に向かって自発的、自律的に行う、営利を目的としない公益性のある活動をいう。

本補助金には、次の補助区分（コース）があります。



※本手引きは、**組織基盤整備コース**の手引きとなります。
　入門・発展コースは別紙「入門コース・発展コースの応募の手引き」を御参照ください。
※**組織基盤整備コース**は、市民活動団体のみ補助対象です。
　地域活動団体は、申請できません。

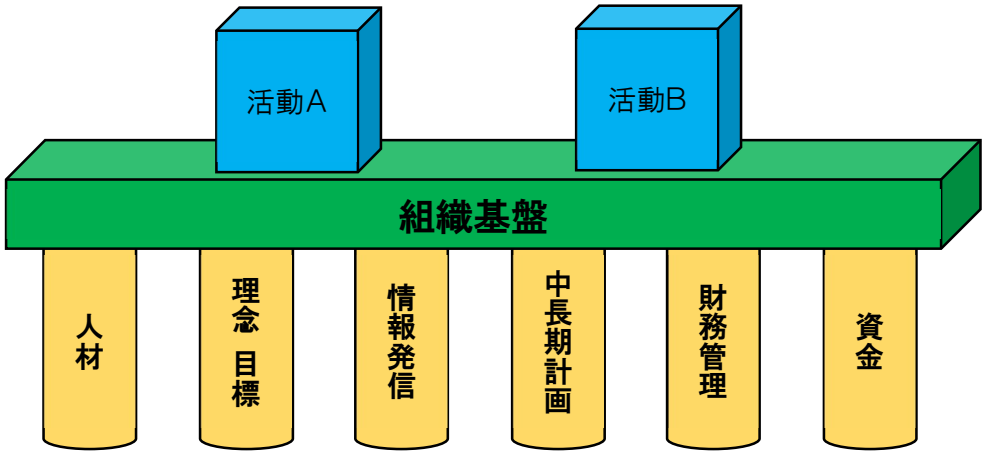
2　組織基盤整備コースとは

市民活動団体が活動を継続･発展することができるよう、**組織基盤の整備を図る活動･事業**に対して補助するコースです。

※理想の組織体制と現状の組織体制の間にある問題･課題（ギャップ）を解決するための活動･事業等に係る経費を補助するものです。

※組織基盤　団体が有している「人材」、「資金」、「情報」などの、活動をするための運営資源であり、活動は、組織基盤を土台として成り立っていると考えられます。

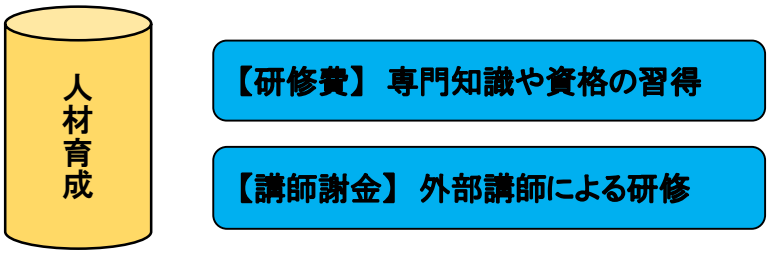
【組織基盤のイメージ】



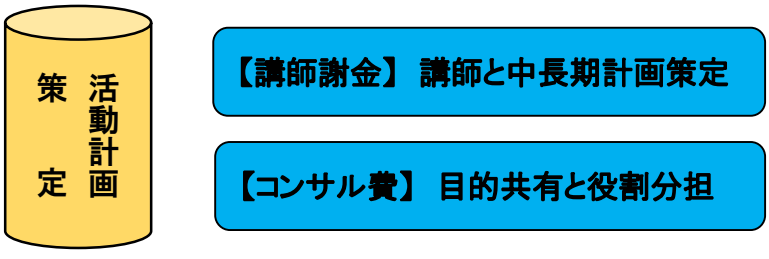
組織基盤（土台）が整備されることで、活動が活性化･安定化します。

【組織基盤整備を図る事業及び補助対象経費の主な例】

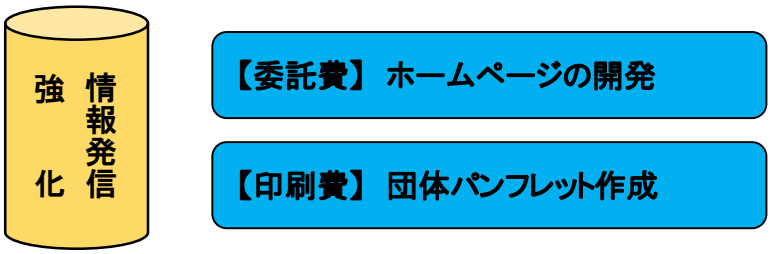
メンバーの能力向上を図りたい



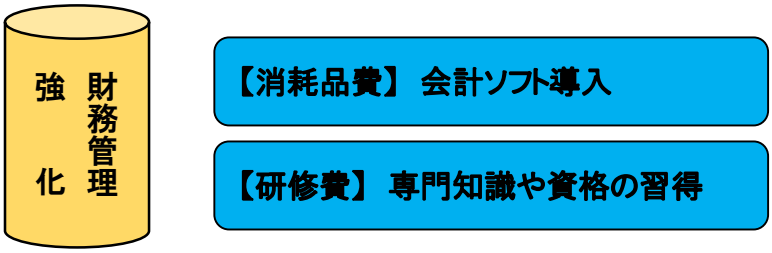
活動を活性化したい



団体や活動をもっと周知したい



会計処理を効率化したい



次の2次元コードからは組織基盤整備コースの応募概要を確認できます。
また、令和6年度平塚市市民活動推進補助金活動報告会の内容を確認できる2次元コードも掲載しています。組織基盤整備コースで補助金交付を受けた市民活動団体又は地域活動団体の事業内容や成果等を見ることができますので、御参照ください。

組織基盤整備コース応募概要

（1）

（2）

（3）

令和6年度平塚市市民活動推進補助金活動報告会（1）～（3）

3　補助対象団体

次に掲げる要件をいずれも満たす市民活動団体が対象となります。

（1）活動拠点が平塚市にあること。

市内に主たる活動拠点を置くか、又はその活動が市内を中心に行われていること。

※全国組織の団体は対象外だが、市内の者を中心に改めて組織し直された団体、あるいは市内に主たる事務所がある団体は対象。

（2）構成員が5人以上で、かつその内3人以上は平塚市民で組織されていること。

平塚市民とは、平塚市に在住、あるいは在勤、在学している者をいう。

（3）組織の運営に関する定款、会則、規約等があること。

※対象外

（1）営利を目的とした団体

（2）政治や宗教布教、選挙活動を主たる目的とした団体

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

（4）代表者又は役員のうちに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

4　補助対象活動・事業

次に掲げる要件をいずれも満たす事業が対象となります。

（1）組織の基盤整備事業

（2）当該年度（4月1日から翌年3月31日まで）に実施される事業

継続的に行う事業及び継続中の事業は補助対象です。

ただし、当該年度分の経費のみ補助対象となります。

※対象外

（1）営利を目的とする事業

（2）該当年度に本市から他の制度による補助を受ける事業

※県や国の制度による補助金等の対象となっている場合は、御相談ください。

（3）特定の個人または団体の利益のために行われる事業

（4）政治又は宗教布教を目的とする事業

5 補助対象経費

補助対象となる組織基盤整備事業に直接必要な経費が対象となります。
恒常的な経費や組織の基盤整備につながらない事業の経費は補助対象となりません。

【補助対象となる事業と経費の主な例】

補助対象となる事業	事業に係る経費として補助対象となる経費
・人材獲得、募集 ・人材育成、スキルアップ ・情報発信力強化 ・自主財源獲得、収益事業開発 ・ネットワーク連携強化 ・中長期計画策定 ・その他組織基盤整備のための事業など	研修費、講師謝金、広告費、郵送費、 消耗品費（書籍、パソコンソフト、紙類等）、 委託費（ホームページ作成、コンサルティング、専門家相談、チラシデザイン等）、 印刷製本費、備品購入費、旅費交通費、 その他基盤整備に必要な経費

【補助対象とならない事業と経費の主な例】

補助対象とならない事業	補助対象とならない経費
・個別の事業・活動 ・イベント ・組織基盤の課題解決につながらない事業	・個別の事業・活動に係る経費 ・イベントに係る経費 ・恒常的な経費（事務所等の賃借料、光熱水費、インターネット等の通信費、会員の人件費など） ・講師・外部協力者へのお茶代・おみやげ代 ※個別の事業・活動への補助は、入門コース・発展コース・協働コースを活用ください。

※上記内容はあくまでも一例であり、活動・事業の性質により経費項目などは自由に検討いただいて構いません。

【注意事項】

・取得金額5万円以上の財産は、5年間の財産処分制限があります。
・実績報告時に領収書がない費用については、補助対象となりません。
・活動・事業に関する領収書は、すべて保管しておいてください。

6　補助額

【補助額】

コース	要件	補助金額の上限	補助率	交付回数制限※
組織基盤整備コース（補助総額20万円）	組織基盤を整備することで、活動を発展させたい市民活動団体。	20万円	100%	1団体2回まで

※　交付回数制限は、公益信託ひらつか市民活動ファンドの助成回数を含みます。

7　応募の手続き

事前ヒアリング（任意）

組織基盤診断フロー（市指定様式）に必要事項を記載の上、平塚市（協働推進課）へ御連絡ください。

⇩

企画申請書の提出

11月中旬～1月下旬

次の書類を平塚市へ提出してください。
①組織基盤診断フロー（市指定様式）
②企画申請書（第1号様式）
③事業企画書（第2号様式）
④団体の定款、会則、規約等
⑤団体の収支関係書類（直近の決算書及び予算書）
※①②③は市の指定様式、④⑤は任意様式

⇩

質疑応答期間

※プレゼンテーションまでに審査委員等からの質疑（書面等）に応答してください。

⇩

プレゼンテーション

3月第2土曜日予定

申請団体は、公開の場において、
申請内容をプレゼンテーションします。
【プレゼンテーション概要】
発表時間　5分
発表方法　模造紙又はプロジェクターを使用

⇩

審査・選考（非公開）

平塚市市民活動補助金審査会が申請書及びプレゼンテーションを踏まえ、審査・選考を行います。
※審査・選考については、P7を御参照ください。

⇩

内定通知

審査結果を平塚市から団体に通知します。
※審査の結果、補助金額が提案金額を下回ることがあります。

交付申請書の提出

内定団体は、次の書類を平塚市へ提出してください。
①交付申請書（第3号様式）
②収支予算書（第4号様式）

交付決定通知

平塚市から団体に交付決定通知します。

補助金請求

交付決定団体は、請求書を平塚市へ提出してください。

補助金交付

平塚市から補助金を交付します。

8 審査・選考

平塚市市民活動推進補助金審査会※が申請書類及びプレゼンテーションを踏まえ、非公開の審査会において、次の審査基準を基に審査・選考を行います。

【審査基準】

審査基準項目	評価内容
公益性	・団体の活動が地域のニーズをとらえており、多くの市民の利益につながるか。
組織基盤整備の必要性	・団体の課題を認識し、課題解決に向けた将来的なビジョンを有しているか。
実現性	・組織基盤整備のスケジュール、予算、実施体制が無理のない適切なものであるか。
有効性	・組織基盤整備の方法が課題の解決につながると考えられるか。
発展性	・組織基盤整備を行うことで、団体がより発展すると見込めるか。

※平塚市市民活動推進補助金審査会は、市民活動や地域活動に関し、専門的知識又は学識経験を有する7人の委員で構成されています。

9　活動・事業の報告

補助金の交付を受けた団体は、次の報告を実施する必要があります。

（1）中間ヒアリング

11月初旬に活動・事業の進捗状況について報告していただきます。

※事前に中間ヒアリングシートを提出していただきます。

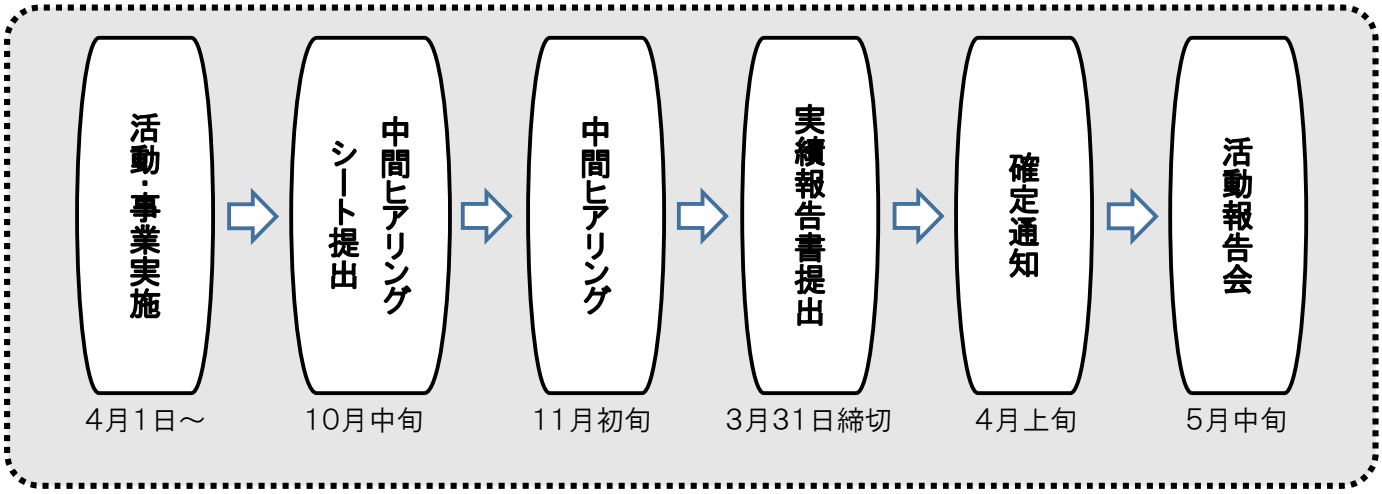
（2）実績報告書の提出

翌年3月31日（年度末）までに実績報告書（第9号様式）を提出してください。

（3）活動報告会

翌年5月中旬に活動・事業の成果について報告していただきます。

10　活動報告会までの流れ



11　よくある質問

Q1　企画申請書は、メールで提出できますか？

A1　企画申請書は持参又はメールで受付けております。

平塚市が申請内容をヒアリングするため、連絡をする場合があります。

Q2　申請に必要な書類はどこで入手できますか？

A2　市ウェブ（下記URL）からダウンロードできます。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyodo/page37_00016.html

お問い合わせ

〒254－8686
平塚市浅間町9－1　平塚市役所本館7階
平塚市　市民部　協働推進課
TEL　0463－21－9618
FAX　0463－21－9756
E-mail　kyodo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

平塚市市民活動推進補助金

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyodo/page37_00016.html